

特定非営利活動法人夢に向かって定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人夢に向かってという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岡山県岡山市南区川張1267番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、日常生活において困っている老人、障害者及び子供に対し、地域社会を豊かで住み良くするための民間サイドの福祉活動を行い、保健、医療及び福祉の増進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法

第2条別表の内の

- 第1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）
- 第3号（まちづくりの推進を図る活動）
- 第13号（子どもの健全育成を図る活動）

を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 家事援助及び介護、介助等の事業
 - ② 食事サービスに関する事業
 - ③ 通所介護等の事業
 - ④ 託老所、託児所に関する事業
 - ⑤ 研究事業
 - ⑥ ボランティアの育成事業
 - ⑦ その他目的を達成するために必要な事業

- (2) 収益事業
 - ① イベントの企画・立案と実施事業
 - ② 備品、消耗品、食品等の物品販売業
 - ③ 出版業
 - ④ バザー
 - ⑤ 前各号に付帯する一切の事業

2 前項第2号に掲げる事業は同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号の事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

① 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

② 賛助会員

この法人の事業に賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める内規による所定の書式によって代表理事に入会を申請しなければならない。

2 正会員、又は賛助会員として入会の申し出があった場合は、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 正会員は、理事会において別に定める内規による所定の書式を代表理事に提出して、任意に脱会することができる。

2 会員は、次の事由により資格を喪失する。

① 団体の解散又は個人の死亡

② 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払いの意志がないと認定した者。

③ 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づき除名することができる。

① この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。

② この法人の目的に反する行為をしたとき。

③ この定款等に違反したとき。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

① 理事3名以上8名以内

② 監事1名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において会員（団体にあってはその代表者）の中から選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

① 代表理事 1名

② 副代表理事 1名

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(理事の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときには、その職務を代行する。

4 理事は理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求めることができる。

① 理事の業務執行の状況を監査すること。

② この法人の財産の状況を監査すること。

③ 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④ 前号の報告をするために必要があるときは、代表理事に対して総会の招集を請求すること。その後2週間以内に召集手続きがされないときは、自ら召集すること。

⑤ 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において出席者の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員は無給とする。但し、常勤又はそれに準ずる役員については予算の範囲内において総会の議決により、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第19条 この法人は、理事会の議決により、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代表理事の諮問に依りて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(総会の構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意志決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べるすることができる。
- 3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

第21条 総会は、あらかじめ通知した以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び活動予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び活動決算
- ⑥ 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨ 事務局の組織及び運営
- ⑩ その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 定時総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- ② 正会員総数の5分の1から会議の目的たる事項を示して召集の請求があったとき。
- ③ 第14条第1項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の規定によって監事が召集する場合を除いて、代表理事が召集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも5日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会における書面表決事項)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものと見なす。

(会議の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名捺印した上、この議事録をこの法人の事務所において保存する。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会はこの定款の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 活動予算及び事業計画の作成。
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- ③ 総会に付議すべき事項。
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第30条 理事会は、毎事業年度4回以上、代表理事が召集する。

2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき、代表理事は、速やかに理事会を召集しなければならない。

3 代表理事が理事会を召集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の3日前までに、理事及び監事に対し、文書をもって通知しなければならない。但し、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

4 監事はその業務執行上必要があるときは、理事会の召集を請求することができる。この場合は、第14条第5号を準用する。

(理事会の議事)

第31条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に支障があるときは、副代表理事又はその指名する理事がこれにあたる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

4 前項の規定により表決した理事は、第2項及び第6項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 監事は理事会に出席して意見を述べるができるものとする。

6 理事会の議事については、事務局において次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

7 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、捺印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 寄付金品及び助成金
- ② 会費収益
- ③ 事業に伴う収益
- ④ 資産から生ずる収益
- ⑤ その他の収益

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、総会の議決を経て、代表理事が管理する。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(活動予算及び決算)

第35条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会で作成し、総会の議決を経なければならない。但し、事業年度開始までに、活動予算が決定されないときは、前年度の予算を基準として執行し、それによる収益費用は、成立した予算の収益費用とみなす。

2 活動予算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動決算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

3 この法人会計については、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

4 会計の決算上、余剰金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

5 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなうものとする。

(予備費の設定及び使用)

第36条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他の新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- ⑩ 定款の変更に関する事項

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の議決
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産)

第42条 この法人の解散のとき有する残余財産は、岡山市に帰属させるものとする。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所用の職員を置く。
- 3 職員は代表理事が任免する。
- 4 理事は職員を兼任することができる。

(備付け書類)

第45条 事務局は事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 事務局は毎事業年度はじめの3か月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、作成した日から5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。

- ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- ② 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）

- ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
- ④ 前事業年度において正会員であった 10 人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所又は居所を記載した書面

（閲覧）

第 46 条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 10 章 雑 則

（公告）

第 47 条 この法人の公告は官報においてこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

（細則）

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 13 年 6 月 30 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 38 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正会員	入会金	1,000円	年会費	6,000円
② 賛助会員	入会金	1,000円	年会費	12,000円

